

監査委員公表第11号

住民監査請求に係る基づく監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を別添のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和5年12月22日

寒川町監査委員 後藤 雅弘  
同 太田 真奈美

請求人 (略) 様

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘  
同 太 田 眞 奈 美

## 住民監査請求に基づく監査結果について (通知)

令和5年10月23日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「法」という。)第242条第5項の規定により、監査の結果を次のとおり通知します。

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

#### 2 請求の提出

令和5年10月23日

#### 3 請求の要旨及び理由

令和5年10月23日付けで提出された住民監査請求書及び事実証明書、令和5年10月24日、令和5年11月6日付けで提出された追加資料(これらを総称して「本件請求」という。)、意見陳述の内容から、請求の要旨及び理由を次のように要約した。

##### (1) 請求の要旨

令和5年5月29日付けで寒川町シニアクラブ連合会(以下「連合会」という。)から提出された、令和4年度寒川町シニアクラブ連合会運営費補助金実績報告書の、町による審査が不十分であり、同補助金が不当に支出されている。よって、(4)講ずるべき措置のとおり、町に措置を講じることを求める。

##### (2) 請求の理由

###### ア 人件費の増額について

連合会が雇用している事務局職員1名の人件費の支給額(年額)が、令和3年度は1,959,812円、令和4年度は2,486,753円と526,941円増額されている。事務局職員は、令和3年度の社会保険料が低かったためと町に説明しているが、そのような実績はなく、支出の根拠となる給与所得の年末調整や社会保険料の納付書等の証憑類を提示しないため、その説明は嘘と言える。

イ 正副会長役員研修会費の不正支出について

決算書の研修会費用は、収入額218,500円（参加者負担金11,500円×19名分）に対し、支出額369,500円とあり、この差額151,000円が使途不明であるため、内訳明細書や支出証憑を求めたが提示されない。

ウ 燃料費（ガソリン代）の増額について

事務局職員の自家用車を連合会の活動に使用した際の燃料費を支出しており、令和3年度は12,000円、令和4年度は19,000円に7,000円増額した。ガソリン価格は高騰しているが、前年比58%は増額し過ぎである。

エ その他領収書、証憑類のない支出について

連合会の会計監査の際に、領収書の提示がされなかった支出について、6か月を経過しても補充添付がされず、これらはすべて不正支出とみなすべきである。

(3) 町の損害

町が連合会へ4,125,400円もの補助金を交付しており、上記のとおり不正経理の疑いがある状態で作成された補助金実績報告書をもとに補助金精算額を確定した。このことにより補助金が不当に支出され、町に損害が生じている。

(4) 講ずるべき措置

町は、連合会に不当に支出された補助金を返還させること。

4 住民監査請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。

- (1) シニア連 令和4年度決算に関する中間監査報告書
- (2) 上記監査上の不当指摘に関する調査報告書
- (3) 令和5年度シニアクラブ日計 4月、5月分
- (4) 寒川町シニアクラブ連合会 令和3年度決算書
- (5) 寒川町シニアクラブ連合会 令和4年度決算書

5 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求の記載内容等から、監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 令和4年度寒川町シニアクラブ連合会運営費補助金（以下「補助金」という。）に係る確定手続きにおいて、本件補助金実績報告書の審査が適正になされておらず、補助金が違法若しくは不当に支出されているか。
- (2) その支出により町に損害が発生しているか。

2 監査対象部課 健康福祉部 高齢介護課

### 3 請求人からの新たな書類の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に新たな書類の提出と陳述の機会を付与するため、令和5年10月27日付けその旨を通知したところ、請求人からこれを希望する旨の回答があったことから、令和5年10月30日にその機会を設けた。

#### (1) 新たに提出された書類

- ア 寒川町シニアクラブ連合会会則
- イ 令和4年度ゆめクラブ寒川役員名簿
- ウ ゆめクラブ寒川役員研修会の内容
- エ 令和4年度町助成金の配分について
- オ 令和4年度寒川町シニアクラブ連合会運営費補助金実績報告書

#### (2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 連合会が雇用している事務局職員の令和4年度の人件費は、前年度より526,941円(26.89%)増加しており、この理由を確認するため誰がこの昇給を決定したのかを会長会にて質問したが回答を得られなかった。
- イ 正副会長役員研修会の収支の差額151,000円の支出内訳を要求したが、回答を得られなかった。これは、使途不明金である。
- ウ その他の費目においても、領収書等の証憑類が添付されていない伝票が多数あり、これらは不正支出である。
- エ 内部監査の際、金銭出納帳や証憑類がなく、数字も合わない。三役は伝票を点検していない。人件費に係る源泉徴収票や社会保険料の納付書を提示しない。通帳を提示しないため、年度末の預金残高が確認できない。など監査が不能であった。
- オ 令和4年度決算の監査が不能であるのに、会長会に決算案が提案され承認された。その後の定期総会で決算報告がなされたが、監査報告をしていないため、この決算報告は認められないと考えている。
- カ 今まで会計担当者(役員)は経理にタッチしておらず、事務局、会計、三役間の牽制機能が働いていない「やりたい放題の運営」が数年間続いていることは問題である。  
また、数年前から正確な監査を実施しておらず、数字の提示のみで監査報告として監査担当役員は押印していた。
- キ 町から4,125,400円もの補助金が貴重な税金から支出されており、これを不正に使っている形跡があるため、令和4年度寒川町シニアクラブ連合会運営費補助金の実績報告を監査し、不正な公金の支出を町へ返還すること求める。

### 4 監査対象部課からの書類の提出及び陳述

監査対象部課(健康福祉部高齢介護課)に対し、関係書類の提出を求めたところ、令和5年11月9日付けで見解及び関係書類が提出された。なお、陳述は行わなかった。

### 第3 監査の結果

法第242条第11項の規定に基づき、監査委員の合議により次のとおり決定した。本件請求は、一部理由があると認められるため勧告する。以下、事実関係の確認及び監査対象事項に対する判断について述べる。

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 寒川町シニアクラブ連合会運営費補助金について

当該補助金は、社会福祉の増進のため社会福祉団体が行う事務・事業に要する費用に対し、寒川町補助金の交付等に関する規則及び寒川町社会福祉団体補助金交付要綱に基づき交付される補助金である。

##### (2) 寒川町シニアクラブ連合会について

寒川町シニアクラブ連合会は、町内の単位シニアクラブ相互の連携、調整及び親睦を図り、高齢者の生きがいと健康づくり活動を推進し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とした活動事業を行っており、各単位シニアクラブで組織されている。

##### (3) 令和4年度の補助金交付状況

- ・ 交付申請日 令和4年5月16日
- ・ 事業内容 単位クラブ活動の充実、会員相互の親睦と連帯感を持ち、自らの老後を健全で豊かなものにするための活動に係る事業に対し交付する。
- ・ 実施期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・ 交付決定日 令和4年5月16日
- ・ 交付決定額 4, 125, 400円
- ・ 概算払日 令和4年6月15日
- ・ 実績報告日 令和5年5月29日
- ・ 交付確定額 3, 683, 414円
- ・ 戻入額 441, 986円
- ・ 戻入日 令和5年5月31日

なお、補助金の一部は各単位クラブへ助成費として配分されている。

##### (4) 請求要旨に対する対象部課（健康福祉部高齢介護課）の見解及びヒアリング 令和5年11月15日実施 健康福祉部長、高齢介護課長出席

#### ア 人件費が前年度比27%増額した理由と社会保険料の増額について

(見解) 源泉徴収票の支払金額を確認したところ、令和3年分は2,050,457円、令和4年分は2,158,767円で、108,310円(5.3%)の増額であり、社会保険料等は、令和3年分は300,803円、令和4年分は308,515円で、7,712円(2.6%)の増額であった。これは、大幅な人件費の増額があったものではないと述べている。

イ 正副会長役員研修会費の収支差額151,000円の内訳について

(見解) 研修に伴う宿泊費は、伝票上278,000円で、内訳は{21,500円－8,000円(旅行支援分)}×19人+事務局職員21,500円と記載されている。また、宿泊費補助として1人2,000円分を連合会から支出している。

支出伝票や領収書等の提示を求めたところ、決算額は369,500円とはならず、領収書が存在しない40,150円が用途不明であると述べている。

収 入	参加者負担金 11,500円×19名＝ 218,500円 ※13,500円－2,000円(連合会負担) ＝11,500円	218,500円
支 出	参加者請求額 13,500円×19名＝ 256,500円 事務局職員随行費 21,500円 二次会費等 26,680円 全国老人クラブ大会参加費 5,600円 女性部役員顔合わせ報告会費 14,250円 飲料代 4,820円 用途不明金 40,150円	369,500円
収 支 差 額		151,000円

ウ 研修参加者負担金11,500円の考え方と事務局職員の随行費21,500円を連合会が費用負担している理由について

(見解) 実際の宿泊研修費が1人21,500円で、旅行支援分8,000円(全国旅行割)を差し引くと1人あたり13,500円だが、2,000円分は連合会が負担している。必要な研修であれば、2,000円の負担は問題ないと考えるが、この支援金額(2,000円)は、連合会内で合意がとれているという認識であった。

また、事務局職員の随行費についても必要な研修であれば負担することについては問題ないと考えるが、本来参加者請求額から差し引かれる8,000円の旅行支援分を、事務局職員へ支給するのは疑問が残る。仮に8,000円が随行員としての手当であれば人件費で計上すべきであるとの見解を述べた。

エ 燃料費の支出の正当性と前年度比58%増の理由について

(見解) 事務局職員の自家用車を連合会の事業に使用しているため、燃料費として支出することは妥当性があると判断するが、算出根拠が不透明であることから今後は認められないと伝えている。また、58%増額は連合会での算出額であるため根拠不明である。

なお、事故等の発生の可能性も鑑み、今後は自家用車ではなく公共交通機関等を使用するよう指示していると述べた。

オ 金銭出納帳、領収書等監査に必要な証憑類が提示されなかったことについて

(見解) 寒川町社会福祉団体補助金交付要綱で、帳簿の作成と証拠書類の整備保存を定めており、領収書等の整理及び保管は必須であるため、監査では提示されるべきであ

る。町が提示を求めたところ、一部提示されたが、未だに提示されない書類がある。

また、連合会では、現金出納簿の代わりに予算に対する差引簿として表計算ソフトを活用していたが、パソコンが古くデータが消えてしまったと聞いているとの発言があった。

カ 町の実績報告書の確認が不適切であり、不正な支出の可能性があることについて（見解）実績報告書提出時に、決算書記載の繰越金からその後の収支を差引した額（事実証明書(3)令和5年度シニアクラブ日計）と通帳上の金額が一致しているのを確認した。今までも疑義がない場合は領収書等の確認までは行っていなかった。連合会内から領収書等が存在しない可能性について指摘があったため、町から領収書等の提示を当団体に求めたが、提示に時間を要する旨回答され、出納閉鎖が迫っていることから繰越金とその後の収支が通帳上の金額と一致していることをもって実績報告書の内容確認としたと述べている。

#### (5) 関係人へのヒアリング

令和5年11月17日実施

シニアクラブ連合会会長、事務局職員、健康福祉部長出席

関係人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 人件費が前年度比27%増額した理由と社会保険料の増額について

（回答）社会保険料の額ではないかと説明した。2年に一度会長と町に相談して昇給することになっており、令和3年度と令和4年度は同額であるはずだが、計算して出した数字であるとの発言があった。

イ 正副会長役員研修会費の支出内容について

（回答）旅行代金以外の支出の混在や、領収書を紛失したものもあり、差額が発生している。それが請求人の言う使途不明金なのかはわからないと述べた。

ウ 事務局職員の随行費21,500円を団体が負担している理由について

（回答）随行者としての業務があり、手当として旅行代金相当分を負担している。

エ 提出書類に記載されている正副会長役員研修会の経費の中に二次会費や、研修と関係のない支出が含まれていることについて

（回答）二次会の酒代は支出しており、例年そういうものと認識していた。役員との打ち合わせで不明な支払いについては役員研修会費の中に入れて数字を整理することにしたと述べた。

オ 燃料費の増額について

（回答）事務局職員の自家用車を連合会の業務用に使用しており、令和3年度は1月当たり1,000円で年間12,000円を支出した。令和4年度は事故があったときなどに事務局職員の自己負担になるため、保険代として7,000円上乗せして19,000円を予算計上し支出したとの発言があった。

カ 現金出納簿や領収書の保管について

（回答）予算に対する差引簿のみパソコンで作成していたが、パソコン内のデータが消

失ってしまった。領収書が書類にまぎれ込むなど、管理が甘かったと思うとの発言があった。

## 2 判断

### (1) 人件費の増額について

令和4年度の給料月額が160,573円であり、雇用条件（週5日6時間勤務）から町の会計年度任用職員の給料月額と比べ妥当なものと判断した。（※同じ条件の町会計年度任用職員の給与月額上限額172,590円）

なお、提出された令和3年分の源泉徴収票の支払金額から推計すると、令和3年度の実績報告書における人件費が明らかに誤っており、この点については請求人の主張に理由があるものと考えられる。

### (2) 正副会長役員研修会費の不正支出について

正副会長役員研修会費については、連合会からの補助金交付申請時には、補助対象事業として申請されておらず、補助金実績報告書において補助金が充当された事業とされていた。

補助事業の内容を変更する場合には、寒川町補助金の交付等に関する規則第5条第1項第1号に基づき町長の承認が必要であったが、町は連合会に対し指導を行わなかった。この点については、実績報告書の審査は不十分と言わざるを得ない。

また、令和4年度に実施された正副会長役員研修会については、視察地でのパークゴルフや買い物を主な内容としており、本件補助金の交付目的である「社会福祉の増進」に合致するような内容を見出すことはできなかった。

よって、当該視察研修に係る費用を補助することは、法第232条の2「公益上必要がある場合」に該当するとは認めがたく、正副会長役員研修会への補助金支出は適切でないと判断する。

### (3) 燃料費（ガソリン代）の増額について

事務局職員の自家用車を連合会の事業に使用しており、本来燃料費以外にも維持管理経費等を一部負担すべきであると考えられる。

連合会は増額の理由について、事故が発生した場合の保険代として、令和4年度は、7,000円を前年度予算に上乗せし予算計上したとのことであった。

燃料費として予算計上していたものの中に、保険代相当を上乗せしていることは不適切であるが、レンタカー等を利用した場合の経費と比較すれば、年間19,000円が不当に高額な支出とは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

### (4) 領収書、支出証拠書類のない支出について

調査の結果、事務局による領収書等の管理が十分でなかったことなどにより、支出証拠書類のないものが決算書に計上されていることは不適切である。

### 3 結論

以上のとおり、令和4年度寒川町シニアクラブ連合会運営費補助金実績報告書には、不当な点が認められ、その限りでは本件請求には理由があることから以下のとおり、法第242条第5項の規定に基づき次に掲げる措置を講じることを勧告する。

- (1) 監査対象部課は、令和4年度寒川町シニアクラブ連合会運営費補助金の実績額を再審査し、確定すること。
- (2) 再審査の結果、不適切と認められるものがある場合には、返還請求等の適切な措置を講じること。  
以上を令和6年2月末日までに行うこと。

### 4 意見

本件請求に対する監査を実施する中で、連合会のパソコン内に保存していた経理関係データが消失していたことや、支出証拠書類の保存や管理が十分なされていない状態にあることが判明し、現段階ではこれ以上の資料提供は見込めず、これまでの調査結果を踏まえ、大変遺憾ではあるが町に勧告を行うものである。

町高齢介護課においては、連合会の行う事務事業について、監督責任が問われることを十分に認識し、町民から補助金交付事業について疑念を抱かれないよう指導監督に努められたい。

また、補助金の交付事務を担当している各所管課においては、本件請求で問題提起された事柄を重く受け止め、実績報告書等の審査など自らの事務について再確認するとともに、補助事業者に対し、関係規程について周知を図るなど適切な支援・指導を行っていただきたい。